

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 株式会社橋本- investment

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 2-2 1-10 リードシーア丁堀 2F / 3F

電話番号 03-6824-1673

メールアドレス fx@h-i.co.jp

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商） 第 2948 号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

- ① 投資顧問契約による報酬と助言サービスの内容及び方法
- ② 投資顧問契約により、外国為替証拠金取引の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

為替取引 特級プラン

会員区分	助言報酬／契約期間	助言方法
1年コース	99,800 円(税込)／1年間	電子メールまたはSNS 等により指定した FX 通貨ペアに関して、平日の 7 時～24 時の間に 1 回以上、セル (売り)、バイ (買い)、ホールド (保有) いずれかの助言を配信する。ただし、売買のタイミングが無い場合は、配信を行わない日も発生する。

半年コース	49,900 円(税込)／半年間	電子メールまたはSNS等により指定したFX通貨ペアについて、平日の 7 時～24 時の間に 1 回以上、セル(売り)、バイ(買い)、ホールド(保有)いずれかの助言を配信する。ただし、売買のタイミングが無い場合は、配信を行わない日も発生する。
1 カ月コース	9,980 円(税込)／1 カ月間	電子メールまたはSNS等により指定したFX通貨ペアについて、平日の 7 時～24 時の間に 1 回以上、セル(売り)、バイ(買い)、ホールド(保有)いずれかの助言を配信する。ただし、売買のタイミングが無い場合は、配信を行わない日も発生する。

各プラン・コースの入会事務手数料は、10,000 円(税込)です。本契約成立の日を起算日として契約終了日までに翌月または翌年分の報酬を振込むことで自動更新されるものとし、以後も同様とします（契約終了日までに翌月または翌年分の報酬を振り込まれない場合には、契約期間満了日に終了となります。）。入会事務手数料に関しては、特定の条件（セミナーへの参加、期間を定めたキャンペーンへの申し込み等）を満たす顧客に対しては、入会金を減額または不要とする場合があります。なお、特定の条件に関しては顧客に対して事前に周知し、顧客間の公平性を欠かないようにします。

有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する FX についてのリスクは、次のとおりです。

- ① 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動により、資産価値は変動します。その結果、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）・元本超過損（証拠金等を上回る額の損失）を生じるおそれがあります。
- ② 信用取引等 信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

（1） クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日以内に、書面又は電子メールによる意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面または電子メールによる意思表示を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に對応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に對応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただけません。

(2) クーリング・オフ対象期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ対象期間以降の場合は、サービスの性質上、原則として中途解約はできません。当社がやむを得ないものと認め、中途解約に応じる場合、契約の解除の場合は、上記「(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除」③に記載する精算方法に従って対応します。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、FX取引に対する課税等が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電子メールによる契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

- ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市场における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

1. 資本金 10万円
2. 役員の氏名 代表取締役 中野 稔彦
3. 主要株主 株式会社ラッシュ
4. 分析者・投資判断者及び助言者 橋本知巳、後藤達喜、石田和歌子、石田湊太、樺本梓
5. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にご連絡下さい。

■ 連絡先

株式会社橋本-investment

電話番号 03-6824-1673

メールアドレス fx@h-i.co.jp

6. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

7. 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。
- ① お客様からの苦情等の受付
 - ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
 - ③ 解決案のご提示・解決
- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金／9：00～17：00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

8. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

9. 当社が行う業務

当社は、投資助言業以外の業務は行っておりません。

10. 反社会的勢力でない旨の確認

当社は、お客様との間で初めて金融商品取引を行おうとするときは、お客様から反社会的勢力でない旨の確認をしていただきます。ただし、既に反社会的勢力でない旨の確認を受けている場合はこの限りではありません。以下の場合、本契約の解除となりますのでご留意ください。

- ① この確認が虚偽であると認められたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。
- ② お客様が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。
- ③ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。